

岩手県被災者生活設計アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県被災者生活設計アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2 東日本大震災津波の被災者に対する生活設計に関する個別相談等を行うため、アドバイザーを置く。

(委嘱)

第3 アドバイザーは、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が認定するCFP[®]資格を有し、被災者に対する相談対応の経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4 アドバイザーの任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(業務)

第5 アドバイザーは、県からの依頼に応じ、次の業務を行う。

- (1) 被災者の生活設計に関する個別相談への対応
- (2) 被災者及び被災者の生活相談を行っている支援者を対象とした勉強会等への対応
- (3) 被災者の生活相談を行っている支援者に対する助言及び情報提供
- (4) その他、被災者の生活設計相談に必要な業務

(経費の負担)

第6 県は、アドバイザーが業務に従事した場合は、別に定めるところにより謝金及び旅費を支給する。

(守秘義務)

第7 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。